

釧路市移動系防災行政無線 IP 無線機導入事業
公募型プロポーザル方式実施説明書

釧路市

総務部防災危機管理課

1 事業名

釧路市移動系防災行政無線 IP 無線機導入事業

2 事業の内容

(1) 目的

釧路市では、災害時の通信手段の確保として、通常使用も兼ねた移動系防災行政無線（アナログ式）を運用しているが、今般、平成29年度に移動系防災行政無線（アナログ式）を更新することとし、通信基盤が整備されており、災害時においても安定して通信可能な「IP 無線機」を導入する事業者を募集する。

(2) 事業内容

別紙「釧路市移動系防災行政無線 IP 無線機導入事業仕様書」のとおり

3 事業契約期間

平成30年1月1日～平成34年12月31日

4 契約の方法等

(1) 契約方法 随意契約

(2) 契約の相手方の選定方式

公募による企画提案を審査のうえ、最良の提案をしたものと随意契約の相手方の候補とする（公募型プロポーザル方式）。

(3) 契約の根拠 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号

5 担当部署

釧路市総務部防災危機管理課

〒085-8505 釧路市黒金町8丁目2番地

電話 0154-31-4207

FAX 0154-23-5180

Email : bo-bousai@city.kushiro.lg.jp

6 公募型プロポーザル方式実施説明書の配布

(1) 配布期間

平成29年 9月 1日（金）～平成29年 9月 7日（木）

(2) 配布方法

釧路市ホームページからのダウンロード、又は「5 担当部署」記載の部署での直接配布。

※釧路市ホームページ <http://www.city.kushiro.lg.jp/>

※直接配布の場合は、土曜、日曜及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

7 公募型プロポーザル方式への参加資格

公募型プロポーザル方式に参加する業者は、下記に示す条件をすべて満たし、社会的

信用及び実績を有するものであること。

- (1) 平成29・30年度釧路市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登載され、「事務用機器」または「産業機械」業者として登録されていること（登録されなかった場合は参加資格を失うものとする）。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法に基づく更生計画認可又は民事再生法に基づく再生計画認可を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (4) 本市から指名停止処分を受けている者でないこと。
- (5) 他自治体において当該事業の導入実績があること。

8 参加表明書の提出及び参加資格の確認

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

(2) 提出先 「5 担当部署」に同じ

(3) 提出期限

平成29年 9月 7日（木）午後5時まで

※持参による受付は土曜、日曜及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

(4) 提出方法

持参または郵送（書留郵便に限る）によることとし、電子メール及びファクシミリによるものは受け付けない。なお、郵送により提出する場合には、提出する期間内に提出先に必着のこと。

(5) 確認結果

ア 提出された参加表明書及び関係書類により参加資格の確認を行う。

イ 参加資格要件を満たす者に対しては、参加資格確認通知書（様式第3号）と併せて企画提案書の提出を要請する。

ウ 資格要件を満たさない者に対しては、その旨を書面（様式第3号）により通知する。

エ 前号の通知を受けた者は、通知書に記載された説明請求書提出期日までに書面（任意様式）により説明を求めることができる。

オ 前項の説明請求に対する回答は、説明を求めることができる最終期日の翌日から起算して5日以内（土曜、日曜及び祝日を除く）に請求者に対し書面で行う。

9 企画提案書作成及び提出方法等

(1) 提出書類

ア 企画提案申込書（様式第4号）

イ 企画提案書

※企画提案書（記載例）を参考に、原則としてA4版とする（図面などをA3版で折り込むことは可能）。また、下記（2）に示す事項を記載のこと。

(2) 企画提案書の内容

前項イに示す企画提案書に記載する内容は、少なくとも別表の項目を記載のこと。

※提案書の内容について市から問い合わせをする場合がある。

(3) 提出先 「5 担当部署」に同じ

(4) 提出方法

持参または郵送（書留郵便に限る）によることとし、電子メール及びファクシミリによるものは受け付けない。なお、郵送により提出する場合には、提出する期間内に提出先に必着のこと。

(5) 提出期間

平成29年 9月12日（火）から平成29年 9月22日（金）午後5時まで

※受付は土曜、日曜及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

(6) その他の留意点

ア 釧路市移動系防災行政無線 IP 無線機導入事業公募型プロポーザル実施要綱及び釧路市移動系防災行政無線 IP 無線機導入事業仕様書を確認のうえ提出すること。

イ 提出部数は12部とする（正本1部 副本11部）。

10 手続き及び企画提案書の作成に関する質問

(1) 質問の内容

企画提案書の作成、提出に必要な事項及び事業実施に係る条件に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(2) 質問書 様式第5号

(3) 質問書の提出先 「5 担当部署」に同じ

(4) 質問書の提出方法

メールによるものとする。ただし、必ず事前に電話連絡をすること。

(5) 質問書の提出期間

平成29年 9月12日（火）から平成29年 9月14日（木）午後5時まで

※受付は土曜、日曜及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

(6) 質問に関する回答方法 質問を市が受理した日から3日（土曜、日曜及び祝日を除く）以内に質問者に対して、メールにより回答する。また、企画提案書の提出期限まで担当部署において閲覧に供する。ただし、質問者の氏名等の公表はしない。

11 企画提案書の評価

(1) 釧路市移動系防災行政無線 IP 無線機導入事業審査委員会

ア 企画提案書の評価を実施するため、「釧路市移動系防災行政無線 IP 無線機導入事業公募型プロポーザル実施要綱」に基づき、釧路市移動系防災行政無線 IP 無線機導入事業公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という）を設置する。

イ 委員会は提出された企画提案書に対し、あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により評価し、当該事業の内容に最も適した事業者等（以下「最良提案者」という。）の選定を行う。

(2) 審査及び評価の流れ

ア 提出された企画提案書の内容について、委員会によるプレゼンテーション審査並び

にヒアリング審査（以下「審査」という）を実施する。

イ 審査の日時、場所は別途通知する。

ウ 審査に出席しなかった場合、企画提案は無効とする。

(3) 審査結果の取り扱い

ア 審査結果に基づき、最良提案者及び選定されなかった者（以下「非選定者」という。）

に対し、書面（様式第6号又は様式第7号及び様式第8号）により通知する。

イ 最良提案者を選定したときは、評価点数を公表するものとする。

1.2 審査及び評価の項目等

審査及び評価の項目等については、釧路市移動系防災行政無線 IP 無線機導入事業公募型プロポーザル評価基準のとおりとする。

また、企画提案者が1者の場合は、各審査委員の評価点の合計点が、総評価点の6割以上を獲得した場合に最良提案者として選定する。

1.3 非選定理由の説明について

(1) 審査結果通知書（様式第7号）により非選定者の通知を受けた者は、通知書に記載された説明請求書提出期日までに書面（任意様式）により説明を求めることができる。

(2) 提出先 「5 担当部署」に同じ

(3) 提出方法 持参又は郵送によるものとする。

(4) 回答方法

説明請求に対する回答は、説明を求めることができる最終期日の翌日から起算して5日以内（土曜、日曜及び祝日を除く）に請求者に対し書面で行う。

1.4 契約の締結等について

選定結果に基づき、委員会が選定した最良提案者と協議し契約を締結する。

1.5 参加者の失格

参加資格者が下記のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び企画提案書は無効とし、本プロポーザルの参加資格を失う。

(1) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。

(2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。

(3) 「7 公募型プロポーザル方式への参加資格」に定める参加資格を満たしていない、もしくは満たすことができなくなった場合。

(4) その他、本実施説明書の定めに反した場合。

(5) 本件に関して不正行為等があった場合。

1.6 その他

(1) 書類提出にあたっての留意事項

ア 提出書類についての作成及び提出に係る費用など、公募型プロポーザル方式の参加に要する一切の費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された書類は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出期限後の問い合わせ、書類等の追加・修正は原則として応じない。

エ 提出された書類の返却は行わない。

1.7 スケジュール

実施内容	実施期間等
参加表明書の提出（参加者→市）	平成29年 9月 7日（木）まで
参加資格確認結果の通知 （市→参加者）	平成29年 9月11日（水）
企画提案書の提出要請（市→参加者）	
手続き及び企画提案書作成に関する質問 受付（質問を希望する参加者→市）	平成29年 9月14日（木）まで
企画提案書の提出（参加者→市）	平成29年 9月22日（金）まで
企画提案書に係るプレゼンテーション等	平成29年10月上旬（予定）
審査結果の通知（市→参加者）	平成29年10月中旬（予定）

釧路市移動系防災行政無線 IP 無線機導入事業公募型プロポーザル評価基準

	評価内容	評価の視点	配点
1 会社概要 【40点】	(1)他自治体への導入実績	他自治体への導入実績（導入都市数、無線機の台数等）	5
	(2)仕様周波数帯による本市の無線エリア図（阿寒・音別含む）	仕様周波数帯並びに実質カバー率を表示	5
	(3)運用開始後もエリア調査、強化の対応が可能か	無線中継局等の不感エリアはサービスの一環で対応可能か	5
	(4)機器提供事業者が中継局等の設備を一体として運用可能な事業者か	機器提供事業者が無線設備の運用も一体でサービス提供できるか	10
	(5)釧路市との連絡や緊急時対応を行う責任者が常駐する事務所が市内にあるか	緊急時の連絡体制や人員配置等	5
	(6)通信ネットワークサーバー等設備	収容ビルの耐震化・バックアップ回線等の多重化の有無と設置個所の国内外の有無	5
	(7)通信ネットワークサーバーの監視体制	24時間365日監視か	5
2 障害対応 【20点】	(1)機器障害等による対応窓口の体制	総合窓口が用意され、24時間365日（無料）対応可能か	5
	(2)機器障害発生時の対応	センドバック方式を基本とし対応に係る日数	5
	(3)通信ネットワーク障害対応	通信ネットワーク障害のリカバリは無線提供者事業者が一体で対応できるか	10
3 機器機能 【20点】	(1)一斉通話、グループ通話、同時通話機能を有しているか	機能を有しているか	5
	(2)防水・防塵機能が公的機関にて取得・認証された製品を提供できるか	防水・防塵機能の有無（クラスの明示） 公的機関認証の有無	5
	(3)無線機の動作環境温度	無線機の動作環境温度	5
	(4)バッテリー性能として最大運用時間	最大運用時間の明示	5
4 災害発生時 【20点】	(1)災害等により基地局、中継局の無停電化や損壊による代替え手段の体制	無停電装置の稼働時間や代替え手段の体制（移動基地局等の有無）	10
	(2)代替え手段の配置までに要する時間	配置にかかるまでの所要時間	10
合計			100